

議第18号

平成30年度滋賀県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度滋賀県の水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 市 町 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町および竜王町
- (2) 年間総給水量 48,119,410立方メートル
- (3) 1日平均給水量 131,834立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 水道用水供給事業収益		千円 5,063,100
	1 営 業 収 益	4,746,488
	2 営 業 外 収 益	316,612

支 出

款	項	金 額
1 水道用水供給事業費用		千円 4,468,100
	1 営 業 費 用	4,205,897
	2 営 業 外 費 用	262,203

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,559,000千円は、減債積立金 747,043千円、過年度分損益勘定留保資金 1,682,598千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調

整額 129,359千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 254,300
	1 企 業 債	210,000
	2 補 助 金	4,700
	3 出 資 金	39,600

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 2,813,300
	1 建 設 改 良 費	1,850,462
	2 企 業 債 償 還 金	895,470
	3 固 定 資 産 購 入 費	67,368

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道用水改良事業 〔馬渕浄水場1系沈殿池〕 〔傾斜板更新工事〕	平成31年度	249,472千円
水道用水改良事業 〔日野ライン〕 〔管路更新工事〕	平成31年度	60,300千円
水道用水改良事業 〔水口浄水場送水ポンプ〕 〔電気設備等更新工事〕	平成31年度	112,083千円
水道用水改良事業 〔馬渕浄水場耐震対策〕 〔工事設計業務委託〕	平成31年度	55,674千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水改良事業費	千円 210,000	普通貸借または 証券発行	% 5.0以内	借入日の翌日から5年以内 据え置き、40年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
計	210,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 470,836千円

(2) 交際費 25千円

(他会計からの補助金)

第9条 水源開発に要する経費に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,149千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

滋賀県知事 三日月 大造